

徳島県告示第二百三十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和六年五月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社 c o n t e	勝浦郡勝浦町大字沼江字天川七九番地一	訪問看護ステーション けやき	徳島市昭和町六丁目三一 本谷事務所六号室	訪問看護	令和六年五月一日
夢かなうまで挑戦する株式会社	那賀郡那賀町百合字石橋五〇〇番地三	訪問看護ステーション 夢かなうまで挑戦	同 三丁目三五一二 二F 全国一般内	同	同
合同会社 N O B I L V A	阿波市吉野町柿原字植松一二番地	訪問看護ステーション アズ	名西郡石井町石井字石井六二 九一四	同	同 二十日